

共同参画

内閣府



Special Feature

特集／第3次男女共同参画基本計画について

男女共同参画の総合情報誌内閣府編集

主な予定

Schedule

1月29日	男女共同参画フォーラム（仙台市）
2月22日～3月4日	第55回国連婦人の地位委員会（CSW）・（ニューヨーク）
3月8日	国際女性の日
3月10日	農山漁村女性の日（主唱：農林水産省）

年頭ごあいさつ

New Year Greeting

内閣府特命
担当大臣
(男女共同参画)

岡崎 トミ子



Okazaki Tomiko

新年明けましておめでとうございます。

昨年は、第3次男女共同参画基本計画の策定、我が国で初めてのAPEC女性リーダーズネットワーク（WLN）会合の開催など、大きな成果を挙げた一年でした。

第3次基本計画では、経済社会の変化に対応し、実効性ある計画とするため、新たな重点分野を設け、82の「成果目標」を設定しました。また、「M字カーブ問題」の解消や「女性と経済」についても強調しています。

「女性と経済」については、女性の活躍が日本の元気回復に不可欠という認識が定着しつつあり、APECでも重要テーマの一つになりました。平成23年度税制改正大綱では、雇用促進税制と次世代法認定企業支援税制が盛り込まれたところであり、今後とも施策を強力に進めていきます。

また、22年度補正予算により、本年2月から3月に、配偶者暴力や性暴力に苦しむ被害者の方を対象に集中的な電話相談事業を実施することとともに、住民生活に光をそそぐ交付金を設けました。23年度政府予算案でも、男性の男女共同参画の推進や地域における取組の支援など、新たな取組を進めていくこととしています。

平成23年。新たな基本計画のスタートの年です。国際的には、UNWomenが正式に発足します。1月6日には男女共同参画会議、男女共同参画局の発足から10年という節目を迎えます。この10年で築き上げてきた成果をステップに、基本計画の着実な実行はもとより、男女共同参画を更に大きく進めるべく、皆さんと共に全力で頑張ってまいります。本年もよろしくお願い申し上げます。

目次

Contents

特集

第3次男女共同参画基本計画について

Page 02

行政施策トピックス1

日本のジェンダー・ギャップ指数及びジェンダー不平等指数

Page 08

行政施策トピックス2

ジェンダー統計と、第3回ジェンダー統計グローバルフォーラムの報告

Page 09

行政施策トピックス3

パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－

Page 10

行政施策トピックス4

全国女性会館協議会第54回全国大会
男女共同参画センター横浜で開催

Page 11

連載

その1 ワークライフ・マネジメント実践術⑨／

渥美 由喜(株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)

Page 12

その2 こんにちは!厚生労働省です。

～雇用の分野における男女共同参画の取組をご紹介します～

平成23年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集中です

Page 13

その3 新潟大学における女性研究者支援・男女共同参画への取組

Page 14

取組事例ファイル(自治体編)

沖縄県

Page 15

取組事例ファイル(企業編)

参天製薬株式会社

Page 16

お知らせ

広報誌「共同参画」アンケートについて

Page 17

ニュース&インフォメーション

平成22年度「配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー」
実施報告 他

Page 18

リレートーク

橋本 佳樹(元かがわ男女共同参画推進員)
真木 ひとみ(ちば県民共生センター)

第3次男女共同参画基本計画について

内閣府男女共同参画局推進課

政府は、男女共同参画社会基本法に基づき、男女共同参画基本計画（以下、「基本計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的・計画的に推進しています。

平成17年12月には第2次基本計画を閣議決定し、施策の推進を図ってきたところですが、様々な状況の変化を踏まえ、施策のさらなる充実を図るため、昨年7月に男女共同参画会議において「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（答申）」が取りまとめられました。これを踏まえ、この度、第3次基本計画を策定しました。

本計画では平成32年までを見通した長期的な政策の方向性と、平成27年度末までに実施する具体的施策を示しています。

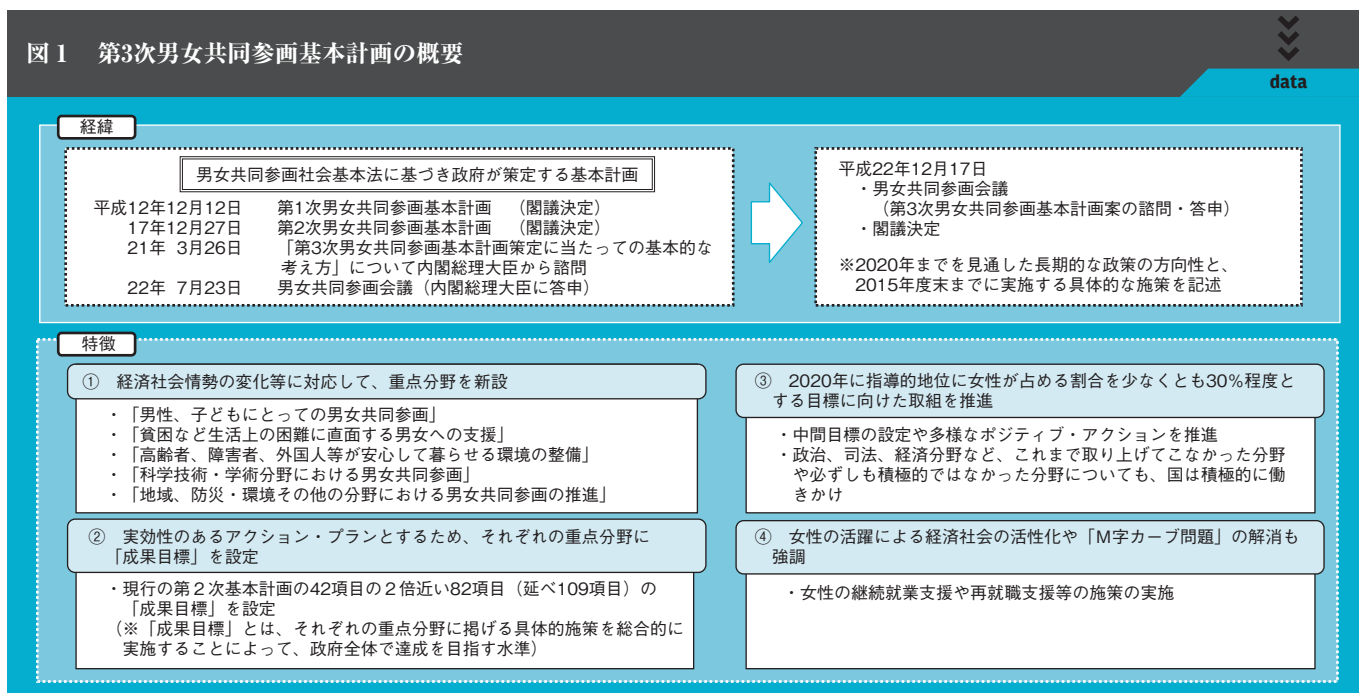
■第3次基本計画の特徴

- ①経済社会情勢の変化等に対応して、第2次基本計画では設定されていなかった「男性、子どもにとっての男女共同参画」、「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」などを新たに重点分野として設定し、合計15の重点分野を設けています。
- ②第3次基本計画を実効性のあるアクション・プランとするため、それぞれの重点分野に「成果目標」を設定しています。「成果目標」とは、それぞれの重点分野に掲げる具体的施策を総合的に実施することによって、政府全体で達成を目指す水準です。当該成果目標に係る項目に直接取り組む機関・団体等が、政府以外の場合には、政府がこれらの機関、団体等に働きかける際に、政府として達成を目指す

す水準として位置づけられるものです。「成果目標」の項目数についても、第2次計画の42項目から2倍近い82項目を設定しています。

- ③第2次基本計画においても位置付けられていた「社会のあらゆる分野において、2020年までに指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けた取組を推進するため、例えば2015年を期限とする中間目標の設定や、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある多様なポジティブ・アクションを推進することとしています。また、政治、司法、経済分野など、これまで取り上げてこなかった分野や必ずしも積極的でなかった分野についても、国は積極的に働きかけることとしています。

図1 第3次男女共同参画基本計画の概要



平成22年12月17日に、「第3次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。今回の特集では、本計画の内容について紹介します。

- ④女性の活躍による経済社会の活性化や「M字カーブ問題」の解消についても強調しており、そのための女性の継続就業支援や再就職支援等の施策を実施することとしています。

■第1部 基本的な方針

第1部では、男女共同参画社会を実現することによって目指すべき社会とはどのような社会なのかを提示するとともに、「第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方」、「改めて強調している視点」、「今後取り組むべき喫緊の課題」等について記述しています。

目指すべき社会

- ①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会
- ④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会

◆第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

- ①男女共同参画会議の答申に示された基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュールを明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって府省横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③女子差別撤廃委員会の最終見解における指摘事項について点検するとともに、日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

◆改めて強調している視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

◆今後取り組むべき喫緊の課題

- ①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③雇用・セーフティネットの再構築
- ④推進体制の強化

■第2部 重点分野

第2部では、15の重点分野を掲げ、それぞれの分野において、「基本的考え方」、「成果目標」、「施策の基本的方向」、「具体的施策」について記述しています。

第3次基本計画における主な施策と成果目標

（※分野間で重複する目標は初出の分野において記載。また、それぞれの各項目の後ろに現状値→目標値（目標年）を示している。）

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 政治、司法を含めたあらゆる分野で「2020年30%」に向けた取組
- クオータ制など多種多様な手法によるポジティブ・アクションの検討

<目標>

- ・衆議院議員の候補者に占める女性の割合 16.7%（21年） → 30%（32年）
- ・参議院議員の候補者に占める女性の割合 22.9%（22年） → 30%（32年）

第3次男女共同参画基本計画について

<成果目標>

- ・ 検察官（検事）に占める女性の割合 18.2%（21年） → 23%（27年度末）
- ・ 国家公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合 26.1%（22年度） → 30%程度（27年度末）
- ・ 国家公務員採用Ⅰ種試験の事務系の区分試験の採用者に占める女性の割合 25.7%（22年度） → 30%程度
- ・ 国の地方機関課長・本省課長補佐相当職以上に占める女性の割合 5.1%（20年度） → 10%程度（27年度末）
- ・ 国の本省課室長相当職以上に占める女性の割合 2.2%（20年度） → 5%程度（27年度末）
- ・ 国の指定職相当に占める女性の割合 1.7%（20年度） → 3%程度（27年度末）
- ・ 国家公務員の男性の育児休業取得率 0.7%（20年度） → 13%（32年）
- ・ 国の審議会等委員に占める女性の割合 33.2%（21年） → 40%以上60%以下（32年）
- ・ 国の審議会等専門委員等に占める女性の割合 16.5%（21年） → 30%（32年）
- ・ 都道府県の地方公務員採用試験からの採用者に占める女性の割合 21.3%（20年） → 30%程度（27年度末）
- ・ 都道府県の本庁課長相当職以上に占める女性の割合 5.7%（21年） → 10%程度（27年度末）
- ・ 地方公務員の男性の育児休業取得率 0.6%（20年度） → 13%（32年）
- ・ 都道府県の審議会等委員に占める女性の割合 28.4%（21年） → 30%（27年）
- ・ 市区町村の審議会等委員に占める女性の割合 23.3%（21年） → 30%（27年）
- ・ 民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合 6.5%（21年） → 10%程度（27年）

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 税制、社会保障制度、家族に関する法制などの検討
- 調査・統計における男女別情報の充実

<成果目標>

- ・ 「男女共同参画社会」という用語の周知度 64.6%（21年） → 100%（27年）
- ・ 「女子差別撤廃条約」という用語の周知度 35.1%（21年） → 50%以上（27年）
- ・ 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」という用語の周知度 37.0%（21年） → 50%以上（27年）
- ・ 6歳未満の子どもを持つ夫の育児・家事関連時間 1日当たり60分（18年） → 1日当たり2時間30分（32年）

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 男性にとっての男女共同参画の意義についての理解の促進
- 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進

<成果目標>

- ・ 週労働時間60時間以上の雇用者の割合 10.0%（20年） → 5割減（32年）
- ・ 年次有給休暇取得率 47.4%（20年） → 70%（32年）
- ・ 男性の育児休業取得率 1.72%（21年） → 13%（32年）
- ・ 次世代認定マーク（くるみん）取得企業数 920企業（22年） → 2,000企業（26年）
- ・ 短時間勤務を選択できる事業所の割合（短時間正社員制度等） 8.6%以下（17年） → 29%（32年）
- ・ 在宅型テレワーカーの数 330万人（20年） → 700万人（27年）
- ・ 自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数） 24.2（17年） → 2割以上減（28年までに）
- ・ 常時診療体制が確保されている小児救急医療圏数 342地区（20年度） → 全小児救急医療圏（26年度）
- ・ 公立中学校における職場体験の実施状況 94.5%（21年） → 96%（27年）
- ・ 公立高等学校（全日制）におけるインターンシップの実施状況 72.6%（21年） → 75%（27年）

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- M字カーブ問題の解消に向けた取組の推進
- 同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進
- 女性の活躍による経済社会の活性化

<成果目標>

- ・ポジティブ・アクション取組企業数の割合 30.2% (21年) → 40%超 (26年)
- ・自己啓発を行っている労働者の割合 正社員 58.1% 非正社員 37.3% (19年) → 正社員70% 非正社員50% (32年)
- ・25歳から44歳までの女性の就業率 66.0% (21年) → 73% (32年)
- ・第一子出産前後の女性の継続就業率 38% (17年) → 55% (32年)

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- 長時間労働の抑制、多様な働き方の普及、男性の家事・育児参画の促進、職務環境の整備

<成果目標>

- ・労働時間等の課題について労使が話し合いの機会を設けている割合 52.1% (21年) → 100% (32年)
- ・3歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合 22.8% (22年度) → 44% (29年)
- ・小学校1～3年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合 21.2% (22年度) → 40% (29年)
- ・放課後子ども教室の実施 9,280か所 (22年) → 「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区で実施されるよう促す (24年度)
- ・地域子育て支援拠点事業 7,100か所 (21年度見込) (市町村単独分含む) → 10,000か所 (26年)
- ・ファミリー・サポート・センター事業 599か所 (21年度) → 950市町村 (26年)
- ・メンタルヘルスケアに関する措置を受けられる職場の割合 33.6% (19年) → 100% (32年)
- ・20歳から34歳までの就業率 73.6% (21年) → 77% (32年)

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 女性の農林漁業経営や地域社会への参画の推進
- 加工・販売等の起業など6次産業化の取組への支援

<成果目標>

- ・農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数 農業委員会 890 (20年度) → 0 (25年度)
農業協同組合 535 (19年度) → 0 (25年度)
- ・家族経営協定の締結数 40,000件 (19年度) → 70,000件 (32年度)

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- セーフティネット機能の強化
- 世帯や子どもの実情に応じたきめ細やかな支援

<成果目標>

- ・公共職業訓練受講者の就業率 施設内 73.9%、委託 62.4% (21年) → 施設内 80%、委託65% (32年)
- ・ジョブ・カード取得者 29.1万人 (20年4月～22年7月) → 300万人 (32年)
- ・自立支援教育訓練給付金事業 90.0% (21年度) → 全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施 (26年度)
- ・高等技能訓練促進費事業 81.8% (21年度) → 全都道府県・市・福祉事務所設置町村で実施(26年度)
- ・地域若者サポートステーション事業によるニートの就職等進路決定者数 10万人 (32年)
- ・フリーター数 178万人 (21年) → 124万人 (32年)

第3次男女共同参画基本計画について

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

○障害者、外国人等であることに加え、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々への支援

<成果目標>

- ・バリアフリーの認知度 93.8% (17年度) → 100% (24年度)
- ・ユニバーサルデザインの認知度 64.3% (17年度) → 80% (24年度)
- ・60歳から64歳までの就業率 57.0% (21年) → 63.0% (32年)
- ・地域自立支援協議会を設置している市町村数 約1,426市町村 (21年4月) → 全市町村 (24年)
- ・障害者の実雇用率 (民間企業) 1.68% (22年6月) → 1.8% (32年)

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進 ○性犯罪への対策の推進

<成果目標>

- ・夫婦間における「平手で打つ」「なぐるふりをして、おどす」を暴力として認識する人の割合 58.4% (平手で打つ)、52.5% (なぐるふりをして、おどす) (21年) → 100% (27年)
- ・配偶者暴力防止法の認知度 76.1% (21年) → 100% (27年)
- ・配偶者からの暴力の相談窓口の周知度 29% (21年) → 67% (27年)
- ・市町村における配偶者暴力相談支援センターの数 21か所 (22年) → 100か所 (27年)
- ・性犯罪被害に関する相談を受けていることを明示して相談を行っている男女共同参画センター 22都道府県 (22年) → 各都道府県に最低1か所 (27年)

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

○女性の生涯を通じた健康のための総合的な政策展開 ○性差に応じた健康支援

<成果目標>

- ・食育に関心を持っている国民の割合 71.7% (21年) → 90%以上 (27年度)
- ・妊娠・出産について満足している者の割合 92.6% (21年度) → 100% (26年)
- ・妊娠11週以下での妊娠の届出率 78.1% (20年度) → 100% (26年)
- ・母性健康管理指導事項連絡カードを知っている妊婦の割合 41.2% (21年度) → 100% (26年)
- ・出生1万人当たりNICU病床数 21.2床 (20年度) → 25～30床 (26年度)
- ・不妊治療を受ける際に患者が専門家のカウンセリングが受けられる割合
不妊カウンセラー 専従 15.3%、兼任 47.4% 不妊コーディネーター 専従11.8%、
兼任47.5% (21年度) → 100% (26年)
- ・不妊専門相談センター 61都道府県市 (22年度) → 全都道府県・指定都市・中核市 (26年度)
- ・妊娠中の喫煙・飲酒 喫煙率 5.5%、4.4%、4.9% (3～4か月、1歳6か月、3歳児検診時の結果) (21年度) → なくす (26年)
飲酒率 7.6%、7.5%、8.1% () (21年度) → なくす (26年)
- ・子宮がん検診、乳がん検診受診率 子宮がん 21.3% (19年) → 50%以上 (23年度末)
乳がん 20.3% (19年) → 50%以上 (23年度末)
- ・成人の週1回以上スポーツ実施率 45.3% (21年) → 65%程度 (できる限り早期)

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

○男女平等を推進する教育・学習の充実 ○多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実

<成果目標>

- ・ミレニアム開発目標のうち、全ての教育レベルにおける男女格差 27年までに解消
- ・都道府県及び市町村の教育委員会のうち、女性の教育委員を1人以上含む教育委員会の割合93.2% (21年) → 100% (27年)
- ・初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割合 14.7% (22年) → 30% (32年)
- ・大学の教授等に占める女性の割合 16.7% (21年) → 30% (32年)

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

○働きやすい環境整備に向けた取組の支援 ○女性研究者の採用・登用の促進

<成果目標>

- ・女性研究者の採用目標値（自然科学系） 23.1%（20年） → 「自然科学系25%（早期）、更に30%を目指す。特に理学系20%、工学系15%、農学系30%の早期達成及び医学・歯学・薬学系あわせて30%の達成を目指す。」（総合科学技術会議基本政策専門調査会報告）との目標を踏まえた第4期科学技術基本計画（平成23年度から27年度まで）における値
- ・日本学術会議の会員に占める女性の割合 20.5%（20年） → 22%（27年）
- ・日本学術会議の連携会員に占める女性の割合 12.5%（20年） → 14%（27年）

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

○女性の人権を尊重した表現を推進するためのメディアの取組の支援

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

○地域における男女共同参画の基盤づくりの推進 ○防災における男女共同参画の推進
○男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

<成果目標>

- ・自治会長に占める女性の割合 4.1%（22年） → 10%（27年）
- ・女性委員のいない都道府県防災会議の数 13（21年） → 0（27年）
- ・全国の女性消防団員 19,103人（22年） → 10万人

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

○条約等の積極的遵守、国内施策における実施・監視体制の強化、国内への周知
○ジェンダー主流化によるODAの効果的実施

<成果目標>

- ・平成27年を期限とするミレニアム開発目標 各国、各国際機関、NGOと協力して、ミレニアム開発目標の達成に努める

■第3部 推進体制

男女共同参画社会の形成には、第2部の各重点分野で述べた施策を総合的に展開するとともに、あらゆる施策に男女共同参画の視点を反映することが必要です。また、国の施策のみならず、地方公共団体、民間団体等が連携して国民全体で取組を推進していくことが重要です。さらに、第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解の実施状況を監視し、その後の取組に反映していくことが不可欠です。

第3部では、第2部で示した取組を

総合的かつ計画的に推進するために、以下のような体制の整備・強化について記述しています。

- ・国内本部機構の強化
- ・第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化
- ・政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実
- ・地方公共団体や民間団体等における取組への支援

以上が第3次基本計画の概要です。

このほか、第3次基本計画の各重点分野に関連して、男女共同参画社会の形成の状況を把握する上で重要な各種指標を「参考指標」とし、今後内閣府においてその指標の推移を定期的にフォローアップし、結果を公表することとしています。

※計画の全体版、「参考指標」の一覧や第3次基本計画に関連した用語解説については、下記のホームページをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/kihon-keikaku/3rd/index.html>



日本のジェンダー・ギャップ指数及びジェンダー不平等指数

1. ジェンダー・ギャップ指数

世界経済フォーラムは平成22年10月、「The Global Gender Gap Report 2010」において、各国における男女格差を測るジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index：GGI）を発表し、日本は134カ国中94位でした（前年は134カ国中101位）。本指数は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。特に、政治分野及び経済分野における男女差が大きいため、日本はこのような低い順位になっています。

順位	国名	値
1	アイスランド	0.8496
2	ノルウェー	0.8404
3	フィンランド	0.8260
4	スウェーデン	0.8024
5	ニュージーランド	0.7808
6	アイルランド	0.7773
7	デンマーク	0.7719
8	レソト	0.7678
9	フィリピン	0.7654
10	スイス	0.7562
13	ドイツ	0.7530
15	英国	0.7460
19	米国	0.7411
20	カナダ	0.7372
46	フランス	0.7025
74	イタリア	0.6765
94	日本	0.6524

2. ジェンダー不平等指数

国連開発計画（UNDP）は平成22年11月、「人間開発報告書2010」において、新しくジェンダー不平等指数（Gender Inequality Index：GII）を発表しました。本指数は、保健分野、エンパワーメント、労働市場の3つの側面から構成されており、国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもので、日本は138カ国中12位でした（順位が高いほど、人間開発が阻害される要因が少ない）。保健分野等日本が優れた分野が含まれている結果と考えられますが、男女共同参画において取り組む課題は多いと考えられます。

順位	国名	値
1	オランダ	0.174
2	デンマーク	0.209
3	スウェーデン	0.212
4	スイス	0.228
5	ノルウェー	0.234
6	ベルギー	0.236
7	ドイツ	0.240
8	フィンランド	0.248
9	イタリア	0.251
10	シンガポール	0.255
11	フランス	0.260
12	日本	0.273
16	カナダ	0.289
32	英国	0.355
37	米国	0.400



TOPICS Part 2

ジェンダー統計と、第3回
ジェンダー統計グローバル
フォーラムの報告

男女共同参画の推進と統計

男女共同参画社会の形成を促進する政策過程（企画・立案、実行、効果・影響の評価）において統計は重要な役割を担います。女性と男性の社会や家庭における状況、立場や役割、責任の違い等によって生じるニーズの違い、また施策の効果や影響、などについてデータを用いて客観的に明らかにすることは、男女共同参画社会の形成を促進し、さまざまな社会問題を解決するうえで不可欠です。

国際的な合意

このような統計の必要性について国際的な合意もあります。例えば1995年の第4回世界女性会議（北京会議）の行動綱領には、「戦略目標及び行動」として「立案及び評価のための男女別のデータ及び情報を作成・普及すること」が盛り込まれ、そのために包括的な行動をとることが求められています。社会における女性と男性に関する問題を反映する統計の保障、それらの統計出版物の定期的な発行、統計生産者と利用者の協力によるジェンダー統計の生産・改善などがその内容です。我が国では、男女共同参画基本計画（第1次、第2次、第3次）に上記のような統計の充実を図ることが盛り込まれ、取組を進めるとともに、政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響の調査（影響調査）を進めてきました。

国連によるジェンダー統計グローバルフォーラムの開催

国連では統計部（UNSD）が中心となってジェンダー統計進展のための取組を展開しています。2007年から実施されているグローバル・ジェンダー統計プログラムの一環として開催されているものに、ジェンダー統計グローバル・

フォーラムがあります。国連人口基金（UNFPA）、世界銀行などの協力のもと、各国が質の高いジェンダー統計を収集、提供、利用する能力を強化することを目的としています。

第3回ジェンダー統計グローバル・フォーラムと日本の報告

第3回ジェンダー統計グローバルフォーラムは、2010年10月11日～13日、マニラ（フィリピン）で開催されました。健康・介護等の関連諸統計への男女共同参画の視点の導入をテーマとし、国連を中心とした約10の国際機関、および34か国約100名（参加者リストベース）の各国の統計関係者が参集しました。

日本からは、平成20年6月に、男女共同参画会議 監視・影響調査専門調査会が公表した報告書「高齢者の自立した生活に対する支援施策に関する監視・影響調査報告書」をベースとし、国勢調査、国民生活基礎調査、社会生活基本調査、賃金構造基本統計調査、介護給付費実態調査などのデータ分析によって、主に介護を巡る状況について報告を行いました。例えば介護の担い手の多くが女性であること（家庭内介護者、介護労働者とも）、介護労働者の給与額が低い傾向にあることなどを示すとともに、介護の受け手としても女性のほうが男性より多数であること、要介護に至る原因も男女で違いがみられること等を示しました。アジア地域で今後進展するであろう高齢社会の課題について、日本の男女の現状やそれを踏まえた施策提言の内容などについて、各国からの参加者に報告できたことは、我が国のこれまでのジェンダー統計、および監視・影響調査の取組の実績を示す良い機会となったものと考えています。



会議の様子



TOPICS

Part 3

パープルダイヤル

— 性暴力・DV相談電話 —

内閣府男女共同参画局推進課

○性暴力・DV被害者の現状

平成21年度の配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力に関する相談件数は7万件を超え、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）が施行された平成14年度の2倍超となるなど、被害が深刻であることが明らかになっています。一方で、「男女間における暴力に関する調査」（平成21年内閣府男女共同参画局）によると、男女とも約7割という多数の方が、配偶者からの暴力について相談できる窓口を知らず、また被害経験がある者の6割超はどこにも相談しておらず、被害が潜在化している可能性があります。

また、同調査によると、異性から無理やりに性交された経験がある20歳以上の女性は7.3%、そのうち被害をどこ（だれ）にも相談していない者は62.6%に上っており、性暴力の被害についても潜在化している可能性が高いと考えられます。

○パープルダイヤル
— 性暴力・DV相談電話 —

こうした現状を踏まえ、相談窓口を多

くの人に周知し、どこにも相談せずに苦しむ被害者を減らすことを目的として、平成22年度補正予算により、配偶者暴力と性暴力の被害者に対する24時間対応の無料電話相談を集中的に実施することになりました。

2月8日から3月27日までの約2か月間、「被害をだれにも相談できない」、「自分の受けている行為が暴力なのかわからない」、「相談先がわからない」、「利用できる支援制度がわからない」という配偶者暴力等被害者や、「身近に被害者がいる」、「相談を受けたがどうしていいかわからない」といった被害者の家族、友人、知人を対象として相談電話の受付を予定しています。

期間中は何度でも繰り返し相談可能です。その後、状況に応じて、地域の相談・支援機関を紹介し、場合によっては関係機関への相談に付き添って相談内容の引き継ぎを行うこととしており、継続的支援に結びつけることも目的としています。

本事業の活用により、1人でも多くの潜在被害者の救済につながるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

パープルダイヤル — 性暴力・DV相談電話 — （24時間対応）

0120-941-826

電話受付期間 2月8日（火）午前10時 ～ 3月27日（日）午後10時

※期間中の初日、最終日をのぞき24時間いつでも相談可能です。

※どんな被害でもご相談ください。

※相談の秘密は厳守します。

※匿名での電話も受け付けます。

※被害にあわれている方のご家族・ご友人からの相談も受け付けております。



TOPICS Part 4

全国女性会館協議会第54回 全国大会 男女共同参画セ ンター横浜で開催 “女性関連施設のゲンバが熱い！”

全国の男女共同参画センター、女性センター（以下、女性関連施設）をつなぐわが国唯一の民間ネットワーク組織である全国女性会館協議会では、設立の1956年以来、毎年、各地の女性関連施設を会場に、全国大会を開催しています。第54回目を迎えた今年は、横浜市男女共同参画推進協会との共催で10月24日（日）、25日（月）両日、男女共同参画センター横浜を会場に「女性関連施設のゲンバが熱い！」を全体テーマとして開催しました。

ちょうど、24日はセンター横浜の年1度のまつりの開催日にもあたり、屋外にも市内で活動する市民グループがたくさんさんのテントを出して、にぎやかな1日になりました。市民グループのテントに混じって、全国女性会館協議会、マイクロソフトの支援を受けて起業した盛岡、沖縄、横浜の女性起業家もそれぞれの商品をもちよって「北から南からハッピーテント」に集いました。



沖縄県石垣島から「女性起業家ハッピーテント」に出展の花谷友子さん

館内のホールでは岡島敦子内閣府男女共同参画局長、板東久美子文部科学省生涯学習政策局長の来賓挨拶に続いて、坂東真理子昭和女子大学学長の基調講演「今を生きるわたしたちと男女共同参画」、坂東さんと直木賞作家重松清さんの対談「働く・暮らす・生きるの“バランス”」が行われ、横浜市民300人のほか、全国からの女性関連施設関係者150人が、時に笑いを誘うお二人のお話を堪能しました。

全国的女性関連施設の際立った取組を表彰する事業企画大賞の表彰式も併せて行われました。今年の大賞には広島市女性教育センターのメディアウォッチング事業が選ばれました。



横浜の事業を組上に、女性関連施設職員による事業検討会

全国大会は、各地の女性関連施設のスタッフ等関係者が集い、情報交流、意見交換を行うなかで、資質の向上やネットワークの強化を目指すもので、女性関連施設の研修の一端を担ってもあります。

そこで、全国大会2日目は、現場のスタッフがいま必要としている研修を、ということで、全体を3つの時間帯に分け、それぞれ少人数での複数のプログラムを同時に実施しました。参加者は各自の関心と必要によって、時間帯ごとに講座を選んで参加するという趣向です。

最初の時間帯は、「男女共同参画基礎講座」。橋本ヒロ子さん、皆川満寿美さんらを講師に、「男女共同参画をめぐる国際的動向」「男女共同参画NOW～ニュースを読み解く」「第3次男女共同参画基本計画と男女共同参画センターの今後の事業」の3本を、同時に実施しました。

続いて、横浜市男女共同参画推進協会です。実際に実施している事業を組上に載せて検討する事業検討会です。「働きづらさに悩む若い女性への支援事業」「自助グループ支援事業」「男女共同参画の裾野を広げる市民・NPO等との協働事業」「新規ユーザー獲得のためのIT活用事業」など、それぞれ5本ずつの事業を2つの時間帯に分けて、計10本取り上げました。

事業の説明はその事業を実際に担当している横浜の職員。進行は、当該事業に関心をもつ各地の女性関連施設で働くスタッフという全国女性会館協議会ならではの連携のなかで、好評のうちに大会は終了しました。全国大会の全容は、全国女性会館協議会のホームページに掲載されています（<http://www.j-kaikan.jp/>）。

2011年度は富山県民共生センターで10月28日（金）29日（土）に開催です。

（全国女性会館協議会 桜井陽子）

ワークライフ・マネジメント実践術⑨ 職場で実践する方法-労務コストの見える化

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&
ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

労務コストの見える化

制度が充実している先進企業でも、現場はワーク・ライフ・アンバランスという状況は珍しくない。筆者はこうした現場を沢山みてきた経験から、過剰品質こそ、WLMの敵と考えている。

こう話すと、「過剰とは何を基準に判断するのか」とよく聞かれる。会社が支払う『労働コスト』に見合っているかどうか、で判断すべきと回答している。自分にいくら労働コストがかかっているのかという発想で身体を動かさないと、会社に利益をもたらすことはできない。

手取りあるいは額面の給料、さらにボーナスを加味した年収ではない。会社負担分の社会保険料や法定内外の福利厚生費用などを加味して考えるべきだ。20代の勤労者でも時給2500～4000円ぐらいの職場は多い。ちなみに前回、ご紹介した鳥取県庁でも近い数値だった。

過剰品質に歯止めをかける

部下の時給を把握していない上司は、部下は自分よりも相対的に人件費が安いという理由で、ムダなことをさせやすい。あるいは、期待以上の仕事をしてきた部下を「うい奴じゃ。近う寄れ」と評価してしまうと、優秀な部下たちは過剰品質を競い合う。例えば、議会対応等で過剰サービスする公務員ほど、優秀であると評価されるようなケースだ。その結果、WLアンバランスな職場ができてしまう。

そういう職場を喜んでいる上司は愚かだ。過剰品質には大きな労働コストがかかっていることに気付いていないからだ。

品質は高い方がいいのは当たり前の話。とてもおいしいイチゴだとわかって

いても、仮に1パックが2万～3万円もしたら普通の人は買わない。ほどほどの美味しさで、このぐらいの値段なら納得するという判断は、あらゆる商品、サービスの選択のときに誰でもやっていることだ。そういう基準を仕事の場にも持ち込むことが大切だ。

上司の指示は3つのことを明確に

筆者自身、管理職として部の運営は図表1のような業務報告で管理をしている。また、部下に指示を出す際には3つのことは必ず伝えるように心掛けている。

一つ目は、最終アウトプットイメージだ。文書の作成であれば、1枚あるいは10枚なのか、箇条書きで列挙、大まかなアウトライン提示でいいのか、をきちんと伝える。

二つ目は、締め切り。明日、あるいは1週間後に提出してほしいのか。部下が抱えている他の業務のスケジュールもあるから、業務ごとの優先順位も明示する。

三つ目は、労働投入時間。仮に、締め切りが1週間後だとしても、ずっとその業務だけをやるというわけではない。何時間でやるべきか、をきちんと伝える。

そして、仮に部下が過剰品質のアウトプットを提出した場合には、「80%の品質を半分の時間でできたらすごい」という風に、業務効率を高めるように促している。そうしないと、過剰品質をしやすいタイプに歯止めを掛けられない。特に不況期で仕事が減ると、過剰品質でアピールする人が増えている。

上司は「優秀な部下ほど上司の意向を慮って、期待以上の仕事をしやすい」と心得ておくべきだ。

今回は、会議、資料、メール等の課題に対する対応策を具体的に紹介する。

図表1 DIV&WLB研究部の業務報告

依頼時				PJへの貢献 (注2)
①件名	②依頼日	③見込み時間	④難易度 (注1)	⑤×⑦
A				
B				

開始時	終了時		時間貯金 (注3)	生産性向上 (注4)
⑥着手日	⑦終了日	⑧実際の時間	⑦-③	工夫など

(注) 1. 難易レベル1は学生のアルバイトでもできる仕事。逆に難易レベル10とは、日本で自分しかできないほどの難しい仕事。なお、難易レベルの決め方は、最初は主観で構わない。主観で決めると、自分に甘い人と自分に厳しい人の差が出てくるが、同じ業務をさせることで標準化することができる。

2. 売上高が確定した段階で、「投入時間×業務の難易度＝PJへの貢献」ポイントに比例して、PJの売上分割をする。

3. 各人の努力で、見込みよりも早めに業務を終えることができた（＝節約された）時間。『時間貯金』ポイントが多い部下には、業務多忙の中であっても、有給休暇取得を奨励する。

4. チーム全体の業務の進め方に「建設的なアイデアを出す」「ノウハウをオープンにする」ことにインセンティブを与えるために、各人の創意工夫＝「生産性向上」ポイントを「難易レベル」に上乗せ加算して、評価している。

(資料) 渥美由喜『イクメンで行こう!』日本経済新聞出版社より抜粋。



あつみ・なおき／東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府『ワークライフバランス官民連絡会議』『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰（内閣総理大臣表彰）』委員、厚生労働省『イクメンプロジェクト』委員等の公職を歴任。

こんにちは!厚生労働省です。～雇用の分野における男女共同参画の取組をご紹介します～
平成23年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を募集中です

厚生労働省雇用均等・児童家庭局雇用均等政策課／職業家庭両立課

厚生労働省では、女性の能力を発揮させるための取組（ポジティブ・アクション）を推進している企業、仕事と育児・介護との両立支援のための取組を推進している企業を表彰しています。

現在、平成23年度の各賞候補を公募しています。ポジティブ・アクションに取り組む企業、仕事と育児・介護との両立支援に取り組む企業の皆さまの積極的なご応募をお待ちしています。

応募期間は平成23年1月1日～3月31日です（※当日消印有効）。

1 表彰の種類

◇厚生労働大臣最優良賞

◇均等推進企業部門

（厚生労働大臣優良賞、都道府県労働局長優良賞、都道府県労働局長奨励賞）

◇ファミリー・フレンドリー企業部門

（厚生労働大臣優良賞、都道府県労働局長優良賞、都道府県労働局長奨励賞）

2 候補となる企業

表彰の候補となるのは次のような企業です。

◇厚生労働大臣最優良賞

- ・過去に均等推進企業表彰（部門）の大臣賞またはファミリー・フレンドリー企業表彰（部門）の大臣賞を受賞し、さらに取組が進んでいる。
- ・受賞していない部門についても積極的に取り組み、成果をあげている。

◇均等推進企業部門

- ・ポジティブ・アクションを企業の方針として示し、積極的に取り組んでいる。
- ・ポジティブ・アクションの取組として「採用拡大」「職域拡大」「管理職登用」または「職場環境・職場風土の改善」について取り組んでいる。
- ・「女性のみを対象」または「女性優遇」の取組が、男性労働者と比較して

相当程度少ない場合（雇用管理区分ごとにみて女性労働者の割合が4割を下回っている状況）に限られている。

◇ファミリー・フレンドリー企業部門

- ・法の規定を上回る育児・介護休業制度や所定労働時間の短縮措置等を導入し、よく利用されている。
- ・男性労働者について、一定の育児休業取得実績がある。
- ・時間外労働がおおむね年150時間未満である。
- ・年次有給休暇取得率がおおむね50%（大臣賞は60%）以上である。
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けている、または認定を目指している。

表彰の候補となるのは、「均等・両立推進企業表彰基準」を満たす企業です。

詳しい表彰基準は、厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局雇用均等室へお問い合わせください。

3 応募用紙・実施要領の配布

都道府県労働局雇用均等室で配布するほか、厚生労働省ホームページからもダウンロードすることができます。

4 応募方法

応募用紙の必要事項について平成23年1月1日現在の状況を記入し、自己採点の上、都道府県労働局雇用均等室あてに郵送またはFAXでご応募ください。

5 受賞企業の表彰

平成23年10月に表彰状の授与を行う予定です。

※平成22年度に表彰された企業や取組内容等については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

新潟大学における女性研究者支援・男女共同参画への取組

文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課

新潟大学では、「新潟大学男女共同参画宣言」を発表し、全学をあげて男女共同参画の推進に取り組んでいます。以下、主な取組を紹介します。

○「新大シッター」による保育支援

所定の研修を修了した本学在学生在が、大学から認可と称号（新大シッター）を受け、やむを得ず土日にも研究等に専念する研究者のお子さんを、大学内のプレイルームで一時的に預かり保育を行う制度で、これまでに55名の新大シッターが誕生しました。この制度は、研究者への支援ということだけではなく、新大シッターとなった学生が、その研究者をロールモデルとして自分のキャリアデザインを考える機会になっています。

○研究補助者による両立支援

子育て中の女性研究者に研究補助者を配置し、育児のため研究等に専念できない時間の研究を補助し育児との両立を支援しています。これまでにのべ20名の研究者への支援を行い、研究・生活の両面でよい成果や効果がみられています。

○新潟大学人材バンクの設立

育児や介護、体調不良等により教員がその業務を遂行できない場合に、教育・研究の代替や補助ができる人材をすぐに確保できるよう「人材バンク」を整備し、さまざまな分野の人材を広く募集しています。

○メンターによる支援

研究者としてのキャリア形成や、その際の結婚、子育て、介護等のライフイベントとの両立について、先輩研究者（メンター）から、学部や専門の枠を超えて性別を問わず助言を受けることができる

制度です。平成22年には、メンターのサポートにより、女性教員1名が妊娠・出産し職場復帰することができました。

○「サイエンス・セミナー」の実施

次世代の女性研究者の育成を目的に、女性大学院生が主体的に関わる出前授業「サイエンス・セミナー」を新潟県内の中学校や高校を中心に実施しています。

このセミナーは、女子中高生の科学への興味関心を喚起する機会となるだけでなく、講師となった女性大学院生にとっても、自身の研究の意義を再認識する機会となりキャリア形成の一助になっています。

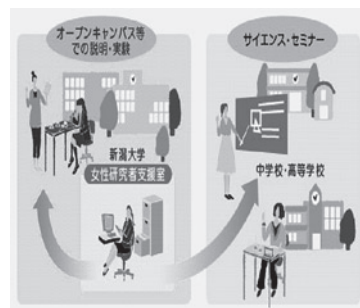
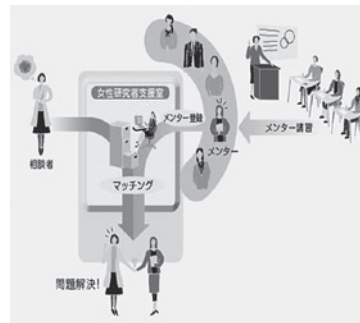
○「セカンド・スタート制度」

この制度は事務系職員を対象にして、出産、育児、介護、配偶者の転勤など育児休業や他の制度でもカバーできない事情で退職を余儀なくされても、再び本学で働く意思のある職員には、一定の期間職場復帰の機会を設けた制度です。本制度を活用して、1名の女性職員が職場復帰をしています。

○「短時間勤務の非常勤医師雇用制度」

出産や育児のため退職した附属病院の女性医師の職場復帰に向けた勤務環境を整備するため、平成18年度から短時間勤務の非常勤医師雇用制度を導入しています。この制度を活用し、現場を一旦離れた女性医師も、育児と仕事を両立させながらキャリアを継続し活躍しています。

今後も新潟大学は、教職員および学生が性別に関係なく個性と能力を十分に発揮できる環境をこれまで以上に整備し、教育と研究を通じて地域や世界の着実な発展に貢献していきます。



新潟大学女性研究者支援室
TEL : 025-262-7570
URL : <http://www.niigata-u.ac.jp/joseishien/>



沖縄県

男女共同参画社会の実現をめざして

沖縄県では、目標年次を23年度とする「沖縄県男女共同参画計画（後期）」を策定し、市町村、事業者、関係機関、団体等との連携を図りながら、男女共同参画社会の実現に向け諸施策を進めています。

全国男女共同参画フォーラム 「夢をかたちに」

内閣府及び同フォーラム実行委員会との主催で「夢をかたちに～まじゅんちゅくらな～（一緒につくろう）」をテーマに平成22年10月23日に「全国男女共同参画フォーラム2010in沖縄」を開催しました。働く意欲のある女性が、自らの働きたい分野でその意欲や能力を発揮し、充実した生活を送るためのヒント、手法、経験を語り合う場を持ちました。

沖縄県の現状として、全国一高い失業率、全国最下位の県民所得、低賃金等、経済的活力の低下があげられます。

そこで、県内で活躍している起業家を招き、自らの夢を実現していく過程や出会い等を語ってもらいました。

DV加害者対策事業を実施し、コンビニエンスストアのトイレへの相談機関の広報カードの設置、DV加害者更正相談の実施、DV加害者に関わる関係機関職員を対象とした講座、中学生・高校生を対象としたDV予防啓発講座の実施、教職員を対象としたDV研修会を実施しています。

近年、男性からのDV被害者相談の対応が求められていることや、被害者からの相談に十分に対応するため、平成23年度は、「住民生活に光をそそぐ交付金」を活用した一般的な男性相談の窓口の設置や被害者相談時間の延長等を行い、県民ニーズに配慮した事業を実施したいと考えています。

市町村ランキング

平成16年度から沖縄県内市町村を対象に男女共同参画施策主要指標調査を行い、市町村の取組を点数化しランキングを発表しています。今年度は、指標の見直しを行い、現在、公表のための作業中です。

市町村が取り組む主な施策を指標として提示し、取り組みが進んでいる市町村を適正に評価し、先行する市町村の事例を参考とし、効果的な事業展開を支援することを目的としています。

また、公表することで、住民が居住市町村の男女共同参画の推進状況に関心をもち、共同参画の意識を持つことを目的としています。

（沖縄県文化環境部平和・男女共同参画課）



全国男女共同参画フォーラム2010in沖縄



DV対策クリアファイル

DV対策 「ひとりで悩まず相談してください。」

配偶者暴力に関する人口10万人当たりの保護命令発令件数は、平成20年沖縄県は、全国1位となっています。

沖縄県は、DV被害者支援事業及び

沖縄県はアジア大陸の東にあって、弧状に連なる日本列島の南西端に位置します。大小160の島々からなる島しょ県です。わが国で最も東西アジア諸国に近い場所にあるという地理的特性と、これまで培ってきた諸外国との交流の経験を生かし、国際交流拠点としての開かれた県づくりを進めています。

参天製薬株式会社



ワーク・ライフバランスを実現し、社員個人の能力を最大限に発揮できる職場づくりを推進する

参天製薬では、労使協働の「次世代育成支援プロジェクト」を立ち上げ、仕事と育児をはじめとするプライベートを両立し、社員個人の人々の能力を最大限に発揮できる環境づくりを推進しています。

・次世代育成支援推進プロジェクトの発足

多様な価値観を認め合い、従業員のライフステージに合わせて、個人の能力を最大限に発揮できる就業環境を提供することが企業の重要な社会的責任との観点から、当社では、人事グループと従業員組合の公募メンバーとの労使共同で2005年に「次世代育成支援プロジェクト」を発足しました。従業員と会社がWIN-WINの関係を構築し、個人の人々のキャリアを伸ばしていくことは、中長期的には企業の成長にも繋がると考えています。なお、現在でもこの労使協働によるプロジェクト活動は継続されています。

「次世代育成支援労使協働プロジェクト」の提案により多様な働き方を実現した制度の導入

このプロジェクトは、1期2年間で活動しています。第1期目に目指したのは、従業員が子育てをしながら、意欲を持って能力を発揮しながら働くことができる就業環境を整えることでした。そこでまず、4分の1年休制度の導入、育児休業期

間の延長を実現しました。また、育児休業中でも会社の情報がわかるように、希望者にはPCを貸出などの制度を導入しています。また、第2期では、第1期で導入した制度が定着しているかを検証した上で、従業員からニーズが高かった育児短時間勤務制度を導入しました。この2期4年間で、仕事と子育ての両立に関する制度を多く導入し、2007年と2010年には次世代認定マーク（くるみん）を取得しています。また、これらの取り組みや実績が認められ、2008年度には、厚生労働大臣優良賞を受賞しました。

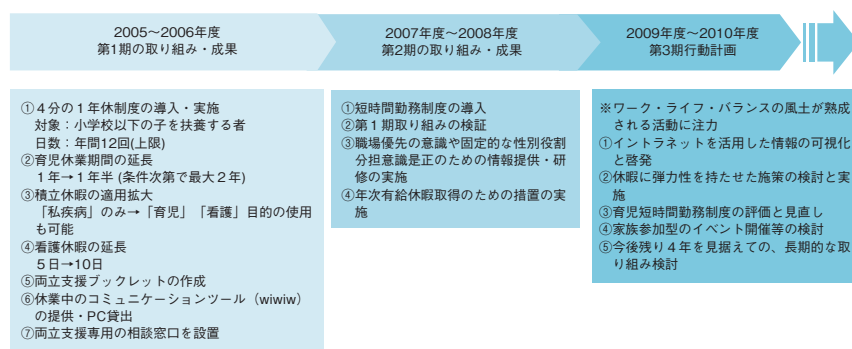
多様な価値観を認めあい、従業員がよりいきいきと働ける会社を目指して

2009年からの第3期では、仕事と子育ての両立支援から発展し、従業員全体のワーク・ライフバランスの風土が熟成されるような取り組みを行っています。休暇制度の見直しや、家族参加型イベントの検討など、今後も新たな取り組みを推進しています。

（具体的な取り組み内容は下記図を参照）



次世代育成支援推進プロジェクトメンバー



（人材組織開発本部 人事グループ）

会社概要／参天製薬株式会社

●1890年創業、従業員数 2818名（連結ベース：2010年9月末現在）

参天製薬は、眼科とリウマチ／骨・関節疾患領域に特化した独自性ある医薬品企業として、人々の目とからだの健康維持・増進に寄与しています。売上高の約80％を占める医療用眼科薬では、あらゆる眼科一環に対する優れた医薬品の創製と医療現場のニーズに即した情報提供に取り組み、国内No.1の地位を確立しています。

広報誌「共同参画」アンケートについて

平素より男女共同参画の推進にご理解を賜りありがとうございます。

今、皆様にご覧いただいている当局発行の広報誌「共同参画」につきまして、今後の参考とさせていただきます。男女共同参画局のホームページでアンケートを実施いたします。

皆様からのご意見を今後の紙面に反映させたいと考えておりますので、率直なご感想・ご意見をお寄せ頂きますよう、ご協力よろしくお願い致します。

●アンケートは下記のページにアクセスの上、ご回答ください。

<https://form.cao.go.jp/gender/opinion-0018.html>

●締切：平成23年3月10日（木）

【参考：アンケート項目】

1. 各項目について「共同参画」の感想として、お気持ちに近いものをお選びください。

①資料として役に立っている。

☐ とてもそう思う ☐ そう思う ☐ どちらともいえない ☐ あまり思わない ☐ 全く思わない

②内容が分かりやすい。

☐ とてもそう思う ☐ そう思う ☐ どちらともいえない ☐ あまり思わない ☐ 全く思わない

③情報が充実している。

☐ とてもそう思う ☐ そう思う ☐ どちらともいえない ☐ あまり思わない ☐ 全く思わない

④特集やトピックス等が内閣府の広報誌として適切である。

☐ とてもそう思う ☐ そう思う ☐ どちらともいえない ☐ あまり思わない ☐ 全く思わない

⑤デザイン・レイアウトが読みやすい。

☐ とてもそう思う ☐ そう思う ☐ どちらともいえない ☐ あまり思わない ☐ 全く思わない

2. 組織でご覧になっている場合、「共同参画」を組織内でどのように活用されていますか。あるいは、活用方法についてご意見をお書きください。

例：担当課内で回覧している。社員・会員への貸出を行っている。

3. 現在は、冊子で発行するとともに、男女共同参画局ウェブサイトに掲載していますが、今後の配布方法についてお選びください。

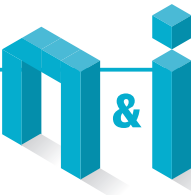
☐ 冊子とウェブの両方 ☐ 冊子のみ ☐ ウェブ掲載のみ 【回答理由】

4. 今後、どのような内容の特集や情報を希望されますか。

5. 「共同参画」1月号の記事で面白かったもの、良かったものをお選びください(複数回答可)。

- ☐ 特集 第3次男女共同参画基本計画について
- ☐ 行政トピックス1 日本のジェンダー・ギャップ指数及びジェンダー不平等指数
- ☐ 行政トピックス2 ジェンダー統計と、第3回ジェンダー統計グローバルフォーラムの報告
- ☐ 行政トピックス3 「配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業」について
- ☐ 行政トピックス4 全国女性会館協議会第54回全国大会
- ☐ 連載その1 ワークライフ・マネジメント実践術⑨
- ☐ 連載その2 こんにちは！厚生労働省です。
- ☐ 連載その3 新潟大学における女性研究者支援・男女共同参画への取組
- ☐ 事例ファイル自治体編 沖縄県
- ☐ 事例ファイル企業編 参天製薬株式会社
- ☐ 共同参画ニュース&インフォメーション
- ☐ リレートーク

6. そのほかご意見・ご要望がございましたらお書きください。



[News & Information]

1 News 国立女性教育会館

平成22年度「配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー」実施報告

国立女性教育会館では、11月1日（月）～2日（火）に1泊2日で、平成22年度「配偶者からの暴力被害者支援管理職セミナー」を実施しました。このセミナーは、内閣府の委託を受け、全国の配偶者暴力相談支援センターや男女共同参画センターなどにおいて配偶者等からの暴力に関する相談事業を統括する立場にある者を対象とした研修です。

全国各地から集まった72名の参加者が、安全、安心な相談体制をつくるための管理職としての責任とマネジメントや、地域社会の中で切れ目のない支援を目指した関係機関との連携に関する講義などに、熱心に耳を傾ける姿がみられました。さらに、機関別分科会では、コーディネーターの報告をもとに、活発な協議が行われました。また、情報交換会では、参加者同士の交流を通して、管理職として抱える日ごろの思いが共有され、今後のネットワークづくりが促進されました。実施直後のアンケートでは、「相談体制における果たすべき管理職の役割について学ぶことができた」、「管理職として、利用者へのサービス、職員のマネジメントの向上に活かしたい」などの感想が寄せられました。

3 News 国立女性教育会館

「人身取引に関する日タイ合同ワークショップ」の開催



11月8日～22日まで、「人身取引に関する日タイ合同ワークショップ」研修が行われました。JICA5年プロジェクトの本邦研修として、国立女性教育会館が実施しました。タイの人身取引被害者保護対策に携わる関係者15名が来日し、両国の相互理解を深め、タイにおける多分野協働チーム（MDT）の連携機能・活動の強化に資する方策を検討することを目的としています。研修では、人身取引対策行動計画に基づき、内閣官房、内閣府男女共同参画局、外務省、警察庁、法務省、厚労省、国際移住機関の取組についての講義、千葉県、埼玉県等の公的・民間女性保護施設等や県警の見学、在日タイ人を含むNGO関係者との意見交換を行いました。会館では、人身取引に関する取組、女性関連施設の役割、女性情報や相談員研修に関する講義を受けました。20・21日には、全国シェルターシンポジウムで、タイの状況や活動について発表しました。今回の研修で、参加者は、日本の人身取引対策行動計画に基づいた施策を中心に、関係機関や官民の役割、法制度の違いについて理解を深めた成果を、今後、タイで活かしていくことになります。

2 News 内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（能代市）開催



11月3日、秋田県能代市において、内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業「能代市男女共同参画宣言都市記念式典」が開催されました。

記念式典では、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告があった後、エンパワメント・センター主宰の森田ゆり氏により、「子どもの生きる力を育む男女共同参画」と題した記念講演が行われ、人のしあわせとは、「愛されること、ほめられること、人の役に立てること」であり、次代を担う子どもの権利条約には、「生きる、守られる、育つ、参加する」の4つの柱があると語られました。

続いて、地元の能代北高校書道部による書道パフォーマンスがステージ上に披露され、参加者一同で能代市男女共同参画宣言文を群読しました。

さらに、男女共同参画推進委員会会長の加賀谷七重氏のコーディネートのもと、森田ゆり氏、北川裕子氏、佐々木貴信氏、佐々木久美子氏によるパネルディスカッションが行われ、共同参画に対する熱い思いが語られました。会場からは夫婦間での互いの呼び方や紹介について質疑があるなど、ステージと観客席が一体となって盛り上がりしました。

4 News 内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（南越前町）開催



11月13日、福井県南越前町において、内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業「南越前町男女共同参画宣言都市記念式典」が開催されました。

オープニングアトラクションで幕を開けた記念式典では、男女共同参画川柳・絵画表彰後、南越前町男女共同参画宣言文の群読が行われ、男女共同参画社会を町民と行政が一体となって創りあげていくことを誓いました。

続いて、内閣府から男女共同参画の現状や政府の取組等について報告があった後、ノンフィクション作家の吉永みち子氏により、「自分らしく生きるために」と題した記念講演が行われました。会場からは、「ユーモアを交えながら『参加』ではなく『参画』が大事であることを話されるなど、男女共同参画の意義と課題を分かりやすく説明され、とても楽しく大変有意義な時間を過ごせた」等の感想が聞かれました。

最後に、エンディングアトラクションとして南越前町混声合唱団「四季」による合唱が行われ、自分たちの故郷である南越前町を自分たちの手で守り、盛り上げていこうという思いを新たにしたところで式典が終了しました。

[News & Information]

5 News

内閣府

男女共同参画ヤングリーダー会議を開催



11月18日～19日、地域における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的として「男女共同参画ヤングリーダー会議」を開催し、全国各地から近い将来地域のリーダーとして活躍が期待される男女69名が出席しました。

会議では、内閣府からの施策説明に続き、中央大学教授の広岡守穂氏による「地域における男女共同参画の推進について」と題した講演が行われ、自身の体験・活動に基づいた身近なテーマを基に男女共同参画の在り方について、分かりやすく興味深いお話をいただきました。

その後、各班に分かれて希望するテーマに基づいた討議を行い、各出席者の地域における活動内容や取組を進める上での問題点などについて活発な話し合いが行われました。

最後に、班別討議内容の発表と意見交換を行い、出席者からは、同じ意識を共有する方々の様々な意見に触れることができ大変参考になったとともに、会議で築いたネットワークを地域に持ち帰り、今後の活動に活かしていきたいという意見が寄せられました。

7 News

内閣府

NPO法人日本BPW連合会との共催で「女性と経済」に関するシンポジウムを開催



11月27日、エル・パーク仙台にて、男女共同参画推進連携会議・NPO法人日本BPW連合会との共催で、「地方発！『女性と経済』

～地域を変える女性起業家たち～女性の元気が日本経済を元気にする！」をテーマに、2010 APEC WLNサイドイベントが開催されました。

第1部では、さとみの漬物講座企業組合理事長の新関さとみ氏、農家レストラン「ふみえはらはん」経営の渋谷文枝氏、農家レストラン「もろや」オーナーの萱場市子氏、株式会社藤崎の食品部商品担当係長の庄子知秀氏より、起業の契機、自然・文化を活かしたふるさと活性化等の報告と今後の展望等について、それぞれ事例発表がありました。

第2部では、(社)農山漁村女性・生活活動支援協会専務理事の齋藤京子氏をコーディネーター、上記4名をパネリストに、女性の起業家が事業を拡大し、地元を活性化するにあたっての問題点やその解決策・ノウハウ等の情報交換が行われました。会場と一体となって、これからの女性の起業など男女共同参画社会実現に向けて、数々の「名言」や「アイデア」が飛び出し、有意義なシンポジウムでした。

6 News

内閣府

男女共同参画宣言都市奨励事業（菊池市）開催



11月20日、熊本県菊池市において内閣府との共催で男女共同参画宣言都市奨励事業「菊池市男女共同参画宣言都市記念式典」が開催されました。

オープニングイベントの市内合唱団による男女共同参画イメージソング「こころ ひとつ」の合唱で幕を開けた記念式典では、内閣府より男女共同参画の現状や政府の取組等について報告があった後、男女共同参画に関する作品コンクール入賞者表彰が行われました。

続いて、菊池市男女共同参画都市宣言文の群読が行われ、だれもが自分らしくいきる喜びを実感できる菊池市を目指すことを誓いました。

さらに、中央大学教授の広岡守穂氏により、「妻が僕を変えた日～これからの生き方 働き方～」と題した記念講演が行われました。地域社会を通して豊かな人間関係を作る必要性や、妻が子育て中に自分育てをしたいことに気づきそのことを応援したこと、誰もが「自分育て」のチャンスを公平に受けることのできる社会づくりが大切なお話がありました。参加者からは、「自らの体験談でとても共感できた」「男女の支え合いで地域や社会を創る必要性がある」等の感想が寄せられました。

8 News

内閣府

国・地方公共団体等における男女共同参画関連表彰一覧を更新

男女共同参画推進連携会議では、男女共同参画の啓発活動の一環として、国・地方公共団体等が実施している男女共同参画関連表彰に関する情報を集約し、同会議事務局である内閣府男女共同参画局HPに掲載しています。

具体的には、平成11年から行われている国・地方公共団体等の表彰の中で、企業や団体等を対象として、①女性の採用比率・職域の拡大、管理職への登用等、②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）両立支援、男女ともに働きやすい職場環境づくり、子育て支援等を内容とした表彰を対象としています。

この一覧は、大学における研究や企業・地方公共団体における取組の参考として活用され、この情報収集及び掲載は、平成20年度から実施しており、今回は平成22年10月31日現在の情報を更新しました。

同日現在、国・地方公共団体合わせて、100の表彰が実施されており、既に終了した表彰を含めると、2,266の企業・団体（重複されたものを含む）が表彰されています。（参照先）

http://www.gender.go.jp/commendation/hyosyo_kuni_chiho.html

[News & Information]

9 info

内閣府

～2010 APEC WLNサイドイベント～ (内閣府・男女共同参画推進連携会議との共催)

【1. 女性活躍が企業を伸ばすー経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスー】

- 日時：1月22日（土）13:00～15:20（受付12:30）
- 場所：福井県生活学習館ユニー・アイふくい
- 共催：ふくい女性ネット
- プログラム：
 - 【講演】
 - 「女性活躍が企業を伸ばすー経営戦略としてのワーク・ライフ・バランスー」
 - （講師）渥美由喜氏（(株)東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長）
 - 【ふくい女性ネットメンバーによるWLN参加報告会】
- 問合せ先：ふくい女性ネット事務局（福井県男女参画・県民活動課）TEL：0776-20-0319

【2. 青森でもっともっと「起業する」、「経営に参画する」女性をふやそう！】

- 日時：1月27日（木）14:00～16:00
- 場所：青森県観光物産館「アスパム」
- 共催：青森県男女共同参画推進協議会、青森県
- プログラム：
 - 【パネルディスカッション】
 - 「起業し・経営に参加した経験から」
 - （コーディネーター）北村真夕美氏（(株)青森経済研究所代表取締役社長）
 - （パネリスト）川村綾子氏（農産物直売施設「名川チェリーセンター」）他 地元企業経営者3名
- 問合せ先（参加者受付）：TEL：0800-800-9299

【3. 「多文化共生社会と女性の経済活動」(社)国際女性教育振興会神奈川県セミナー】

- 日時：1月29日（土）13:00～16:00（受付12:20）
- 場所：男女共同参画センター横浜南 大研修室
- 共催：(社)国際女性教育振興会、同神奈川県支部、男女共同参画センター横浜南
- プログラム：
 - 【基調講演】
 - 「多文化共生社会と女性の経済活動～グローバル化の流れの中で～」
 - （講師）大沢真理氏（東京大学社会科学研究所教授）
 - 【シンポジウム】
 - 「地域に根ざした女性力」
 - （コーディネーター）大沢真理氏
 - （パネリスト）裴安氏（かながわ外国人すまいサポートセンター理事長）他 2名
- 問合せ先：(社)国際女性教育振興会事務局
TEL：03-3436-5877

【4. 経済活動に携わる女性の活躍・役割～働く、創る、学び研究する、経営する 女性たちのメッセージ～】

- 日時：2月3日（木）13:30～16:30（受付13:00）
- 場所：コーププラザ 4階（渋谷）
- 共催：日本生活協同組合連合会中央地連
- プログラム：
 - 【講演】
 - 「日本企業におけるジェンダーバイアスの現状と施策（仮）」
 - （講師）國井秀子氏（リコーITソリューションズ(株)取締役会長執行役員）
 - 【パネルディスカッション】
 - 「経済活動に携わる女性の活躍・役割～働く、創る、学び研究する、経営する 女性たちのメッセージ～」
 - （コーディネーター）
 - 丸山善弘氏（神奈川県生活協同組合連合会 専務理事）
 - （パネリスト）
 - 日置真世氏（北海道大学大学院教育学研究院附属子ども発達臨床センター助手）他3名
- 問合せ先：日本生活協同組合中央地連事務局
TEL：03-5778-8122

10 info

女性と仕事の未来館

女性と仕事の未来館より

平成22年度第4回全国相談担当研修会の開催

「非正規労働者の現状と課題を学ぶ

～健やかに働ける支援のあり方」

- 日時：2月18日（金）10：30～16：30
- 場所：女性と仕事の未来館 4階ホール
- 定員：250人 参加無料（JR田町駅徒歩3分）
- 対象：全国の女性関連施設の相談員や働く女性に対するサポート業務に携わっている方
- プログラム
 - ・講演1 非正規労働者の健康課題
 - 「メンタルヘルスを中心に」
 - 廣 尚典（産業医科大学教授）
 - ・講演2 非正規労働者の態様に応じた能力発揮施策
 - 原 ひろみ（日本労働政策研究・研修機構 副主任研究員）
 - ・パネルトーク
 - ①宮脇優子（武蔵野大学兼任講師）＊コーディネーター
 - ②飯塚正之（(株)スタッフサービス・ホールディングス）
 - ③中川智子（(社)日本産業カウンセラー協会）
 - ④高橋美保（東京大学大学院教育学研究科専任講師）
- ＊詳細は、<http://www.miraikan.go.jp>

リレートーク

Relay Talk 1

元かがわ男女共同参画推進員

Hashimoto Yoshiki

橋本 佳樹



私は現在、「香川淡水魚研究会」・「NPO 法人ニッポンバラタナゴ高安研究会」にて、身近な地域の環境に目を向けて、絶滅が心配される淡水魚を保護する活動に取り組んでいます。

日本在来の淡水魚は、メダカなど人間の近くで生息する魚を中心に、環境の悪化等で絶滅に直面する種が増えている現状です。これらの淡水魚を含め、広く生きものや地域の自然に関心をもってもらい、生息に適した環境に戻していくためにできる活動を考えて実践しているところです。

この活動にあたっては、子どもから年輩の方々までの幅広い世代が、一人ひとりの得意な分野を生かして参画することができます。私も、「かがわ男女共同参画推進員」として活動した中で、交流した皆様から学んだことが大いに糧になっています。今後とも、男女共同参画の理念が環境保全活動の現場で息づくよう力を尽くします。

Relay Talk 2

ちば県民共生センター

Maki Hitomi

真木 ひとみ



千葉県は都市部、農村部、漁村部ありと多様性に富んでおり、男女共同参画に対する関心も取り組みも地域差があります。このような中で当センターが力を入れているのが地域推進員制度です。地域推進員は名称が示すようにセンターと協働し、それぞれの

の地域特性に合わせた啓発事業を企画運営する方々です。

今年の面白い試みの一つが、中学校での“出前寸劇”。なんと地域推進員と県・市町村職員が即席劇団員としてデビュー！家庭や学校でありがちな場面の寸劇を通して男女共同参画を考えようというもので、男女共同参画という言葉さえ知らなかった生徒たちの多くが、寸劇を通して気づき、考えてくれました。

私は地域推進員事業のほか講座と情報誌を担当していますが、今後もさまざまな切り口で幅広い年代層に男女共同参画の気づきを働きかけていきたいと考えています。

編集後記

総合情報誌「共同参画」については、平成20年5月10日にリニューアルした創刊号を発行して以来、早いもので、本号で第31号となりました。

この3年弱の間に、「女性の参画加速プログラム」の策定、「男女共同参画社会基本法制定10周年」、「女子差別撤廃条約採択30周年」、「APEC女性リーダーズネットワーク(WLN)会合」、そして「第3次男女共同参画基本計画」の策定など、様々な重要な動きがあり、本総合情報誌にその情報等について掲載してまいりましたが、さらにタイムリーで読みやすく、幅広い方々にご活用いただける情報を掲載してまいりますので、皆様のご愛読、ご支援をよろしくお願いいたします。

(編集デスク M.T)

Kyodo- Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」1月号

www.gender.go.jp

第31号●2011年1月10日発行
編集・発行●内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話●03-5253-2111 (代)
印刷●中和印刷株式会社

平成23年度 「男女共同参画週間」のキャッチフレーズの募集

募集テーマ：「ポジティブ・アクション」
(女性の活躍を、より積極的に促進しよう)

地域社会の様々な活動で、女性が多くを担っているにもかかわらず、代表は男性という例がみなさんの周りに思い当たりませんか？女性がもっと活躍できれば、社会はもっと元気になるはずです。

女性は労働力人口の4割を占め、社会の多くの分野の活動を担っています。しかし、古い固定観念などにより、日本では他の先進国と比較して、指導的な立場で活躍する女性が少ないのが現状です。このため、社会の様々な活動に参画する機会の格差を改善するため、必要な範囲において、女性に積極的に機会を提供する取組を「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)と呼び、企業、団体や地域社会などで推進することが求められています。

そこで、下記のとおり「ポジティブ・アクション」の理解を求め、取組を促すためのキャッチフレーズを国民の皆様から募集いたします。このキャッチフレーズは、平成23年度「男女共同参画週間」のポスターをはじめ、様々な場面での広報・啓発活動で使用させていただきます。多くの御応募をお待ちしております。

- 1 募集内容 「ポジティブ・アクション」をテーマとしたキャッチフレーズ
- 2 応募資格 どなたでも応募できます。ただし、個人によるものとします。
応募作品は、未発表の自作のものに限ります。
- 3 応募期間 平成23年1月14日(金)から同年2月25日(金)まで(必着)
- 4 応募方法 官製ハガキ、電子メール、ファクシミリ1通に1作品とし、住所・氏名・年齢・性別・電話番号をご記入の上、下の宛先までお送りください。おひとり何作品でも応募できます。

※個人情報の取扱い

応募用紙等に記載された個人情報は、本公募に関連する用途に限って使用し、「行政機関の保有する個人情報保護に関する法律」に基づき適正な管理を行います。

- * 郵送の場合 : 〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課「キャッチフレーズ募集係」あて
- * ファクシミリの場合 : 03-3581-9566
内閣府男女共同参画局総務課「キャッチフレーズ募集係」あて
- * 電子メールの場合 : 男女共同参画局ホームページ <http://www.gender.go.jp/>
にアクセスしてください。

- 5 審査及び表彰 内閣府及び外部審査員(※)において審査を行います。

※佐藤 可士和氏(アートディレクター)
住田 裕子氏(弁護士)
山田 昌弘氏(中央大学教授)

入賞作品(最優秀賞1作品、優秀賞2作品)は、応募者御本人に通知し、記念品をお送りします。最優秀賞作品は、6月の男女共同参画週間の期間中に男女共同参画担当大臣から表彰予定です。

- 6 その他 応募作品は返却いたしません。入賞作品の著作権は内閣府に帰属します。